

地方自治体における総合計画ガイドライン

- 新たな総合計画の策定と運用 -

慶應義塾大学
総合政策学部准教授

玉村 雅 敏

監修

公益財団法人 日本生産性本部

編著

< 目次 >

はじめに

第 1 部 総論

1. 総合計画とトータル・システム	...1
1.1. 総合計画の現状と課題	...1
1.2. トータル・システムの必要性	...3
1.3. トータル・システムにおける総合計画	...8
2. 総合計画のタイプ	...12
2.1. 基本的な考え方	...12
2.2. 総合計画のタイプ分け	...13
2.3. 総合計画の理想的なモデル	...15
3. 本ガイドラインの活用	...18
3.1. 基本的な考え方	...18
3.2. タイプ1：総花型からの進化	...20
3.3. タイプ5：地域経営計画型への進化	...20

第2部 各論

1. 各論1 総合計画の性格	…25
1.1. 総合計画の構成(階層)	…25
1.2. ローカル・マニフェストとの関係	…26
1.3. 分野別計画との関係	…28
2. 各論2 具備すべき情報	…30
2.1. 方針	…30
2.2. 指標	…31
2.3. 予算	…32
3. 各論3 総合計画の期間	…34
4. 各論4 総合計画の策定手続き	…35
4.1. 住民の関与	…35
4.2. 議会の関与	…37
4.3. 行政の体制	…38
5. 各論5 総合計画の運用	…40
5.1. 事前統制	…40
5.2. 日常的な統制	…41
5.3. 事後統制	…42
参考文献	…45
資料編	…51

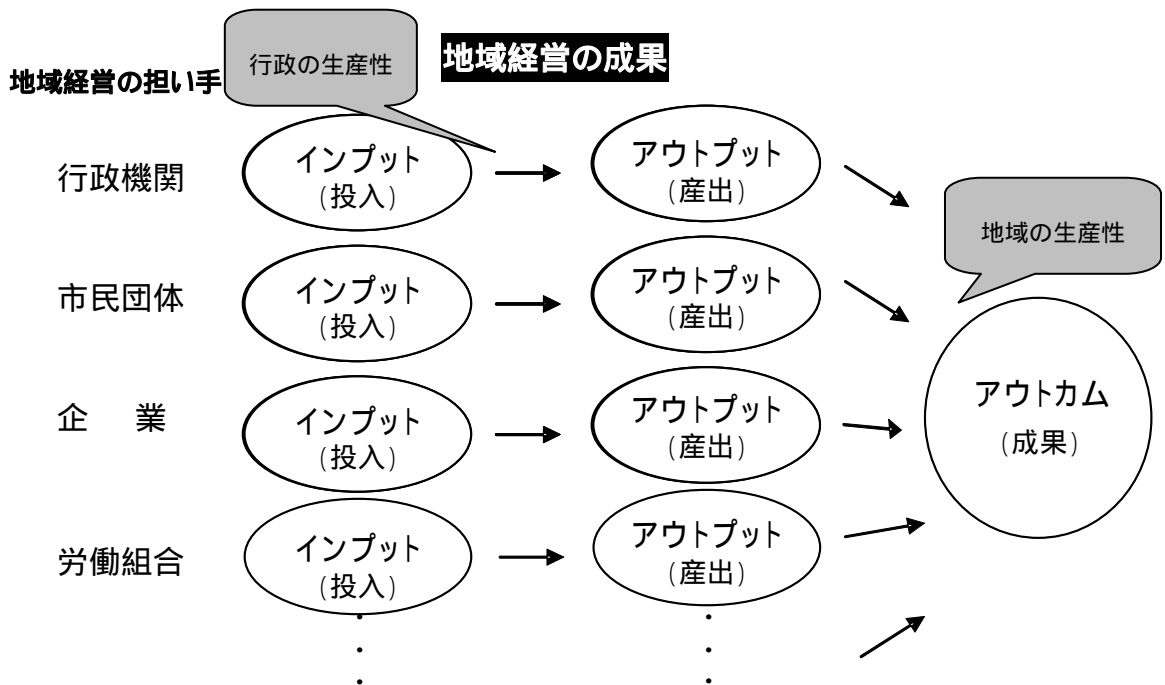
はじめに

1. 本ガイドラインの背景・目的

2011年4月28日、第177回通常国会において「地方自治法の一部を改正する法律案」が可決、成立した。本案では地方自治法第2条に規定された市町村基本構想の策定義務の撤廃が盛り込まれており、総合計画の策定について法的な根拠はなくなった。

他方、近年では行政においても「生産性」の考え方が重要となってきている。生産性とは投入量と産出量の比率である。つまり、「投入(インプット)」と「結果(アウトプット)」の関係である。行政における生産性は「行政の生産性」と「地域の生産性」の2つに分けられる。行政の生産性とは行政という組織の活動によって、どれだけの結果が生み出されたかである。行政の生産性だけを向上させても、地域のアウトカムを向上させることは難しくなっている。そこで、地域の生産性という考え方が必要となる。地域の生産性とは行政を含む地域の各主体の活動によって、地域にどれだけのアウトカム(成果)が生み出されたかである。このように行政における生産性を考える場合には、行政の生産性と地域の生産性の2つを考えなければならない。

(行政の生産性と地域の生産性)



出所：(財)日本生産性本部(2007)を一部加筆。